

## 島田市議会会議規則の一部を改正する規則

島田市議会会議規則（平成17年島田市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第35条の2第4号中「前3号」を「前各号」に改め、「ほか、」の次に「提出された議案の審議における論点を明らかにするために」を加え、同号を同条第6号とし、同条第3号を同条第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 将来にわたる施策の効果及び費用に関する事項

第35条の2第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 施策の立案の過程における市民の参加に関する事項

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。